

☆キャリアアップ助成金

①処遇改善コース 健康診断制度：38万円支給

<1事業所当たり1回のみ>

- 非正規労働者に対する法定外の健康診断を新たに規定し、
非正規労働者（雇用保険加入必須）4名に健康診断を受診させる。
※就業規則に盛り込む
- 事業主の3親等以内はダメ（目的が非正規雇用者の処遇改善のため）
- 診断費用は病院により差額あります。
（スカイプランを通して）長堀分院1人¥2,778
35歳と40歳以上1人¥8,126

助成金にかかる社会保険労務士への報酬

- ①先払い（契約時）¥108,000 ②後払い（助成金入金後）¥129,600
- ③2回分割払い：契約時¥54,000、助成金入金後¥54,000

②賃金規定等共通化：57万円支給

<1事業所当たり1回のみ>

- 有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定を共通化し、適用した場合に助成
- 有期雇用労働者は、この制度の適用日の前日から3ヶ月以上前の日から適用後6ヶ月以上継続して雇用されていること
- 月額・時間額で定めている賃金を共通化する。
- 1年間で同じ時間働いた場合、同じ給料になる。
社会保険労務士への報酬支払い：支給額の21.6%

③諸手当規定共通化コース：38万円支給

<1事業所当たり1回のみ>

- 正規雇用労働者と共通の諸手当（精勤手当、家族手当等）に関する制度を新たに導入し実施した場合に助成
- 有期雇用労働者は、この制度の適用日の前日から3ヶ月以上前の日から適用後6ヶ月以上継続して雇用されていること
- 現金支給、@3,000円/月以上、6ヶ月以上継続していること
社会保険労務士への報酬支払い：支給額の21.6%

④正社員化コース 正規雇用等：@57万円支給

→正規転換コース

- 1年かかる(6ヶ月非正規雇用→正規雇用(6ヶ月)→申請)
- 1事業所1年度15人まで。上記4名に実施すれば**228**万円。
- 母子家庭の母は9.5万円加算(4/1以降正社員になった方)
- 多様な社員(勤務地限定、職務限定等)が含まれる場合9.5万円加算
→(「多様な社員」については1事業所1回のみ)
社会保険労務士への報酬支払い：支給額の21.6%

☆人材開発支援助成金

1人達成してから6か月後に支給申請

①セルフ・キャリアドッグ制度導入助成：

制度導入・実施**47.5**万円(キャリアコン2名実施)

- 指定のキャリアコンサルティングを定期的に実施する。
- キャリコン費用先払い：¥21,600(1人¥10,800×2人)

社会保険労務士への報酬支払い：支給額の21.6%

③教育訓練休暇等制度導入助成：制度導入・実施**47.5**万円

- 年次休暇とは別に、自発的に自社の業務に関連した教育訓練を受講する従業員に教育訓練休暇を与える。※事業者からの業務に直接関係する専門スキルについては不可
- 要件：有給の場合5日以上、休暇を与える制度を導入し実施すること。
- パソコンスクール受講料先払い：75,600円
※MOSコース(マイクロソフトの資格取得を目標)、1ヶ月自由受講コースあり
※のべ5日の休暇取得実績が必要。(のべ5日=1名×5日~5人×各1日)
※教材費、パソコン貸出料金含む。

社会保険労務士への報酬支払い：支給額の21.6%

④技能検定合格報奨金 47.5 万円

⑤人事評価改善助成金 50 万円

☆業務改善助成金 (実質) 約 20 万円

■勤務間インターバル導入コース

→詳細は当社営業までお問合せください。特典として冒頭ページ記載の「助成金にかかる社会保険労務士への報酬」が無料になります。

☆特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母、父子家庭の父、60～64 歳の人をハローワークを通じて1年以上雇用する。60 万円支給(1年経過後)
- 障がい者の方をハローワークを通じて1年以上雇用する。

120～240 万円

社会保険労務士への報酬支払い：支給額の 21.6%

☆65 歳超雇用推進助成金 120 万円支給 (※)

- 定年制があること
- 60 歳以上の社員を1年以上雇用していること
- 定年までに雇用開始していること
- 支給申請の時点で1年以上雇用保険に入っていること
- 定年に達していないか、就業規則により継続雇用したものであること
(但し、定年までに雇用開始していること)
- 平成 28 年 10 月 19 日以降に、定年制を 66 歳以上に延長すること
- 定年延長に際して費用を支弁していること

- 就業規則変更手数料先払い：97,790 円（源泉後）先払い

必要書類：社労士事務所への振込伝票控え+通帳のコピー

(通帳表紙、見開き 1 頁目、振込が記載された頁)

※120 万円支給は 4 月末申請分まで

社会保険労務士への報酬支払い：支給額の 21.6%

■お客様必要書類

雇用保険適用のため

法人のお客様は、登記簿本(3 ヶ月以内取得のもの)

個人のお客様は、代表者の世帯全員の住民票原本(3 ヶ月以内取得のもの)

事務所所在地を証明するために

賃貸契約書、または住所が記載されている公共料金の領収書

なければ消印付きの郵便物

営業許可書(業種により)、または開業届、確定申告書 (税務署の押印のある頁)

事業実態を確認するために取引先からの請求書(納品書)と領収書のセット・契約書
などのコピー3 点くらい

会社情報用紙

労働局から入金用通帳の氏名欄のある見開きページ 1 ページ目のコピー

雇用保険適用済み事業所

労働保険番号

雇用保険適用事業所番号

雇用保険被保険者番号などのデータ

就業規則

会社情報用紙

労働局から入金用通帳の氏名欄のある見開きページ 1 ページ目のコピー